

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の開催について

令和 6 年 9 月 24 日
内閣官房デジタル行財政改革会議
事務局 長 決 裁

1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）の「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、システムの共通化を国と地方公共団体が連携して取り組むため、共通化の対象候補を選定することや、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意を行うこと等を主な任務とする国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。

2. 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

主査	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長
構成員	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長代理
	デジタル監
	デジタル庁戦略・組織グループ統括官
	総務省自治行政局長
	全国知事会の代表として全国知事会が指名する知事 1 名
	全国市長会の代表として全国市長会が指名する市長 1 名
	全国町村会の代表として全国町村会が指名する町村長 1 名

3. 連絡協議会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。